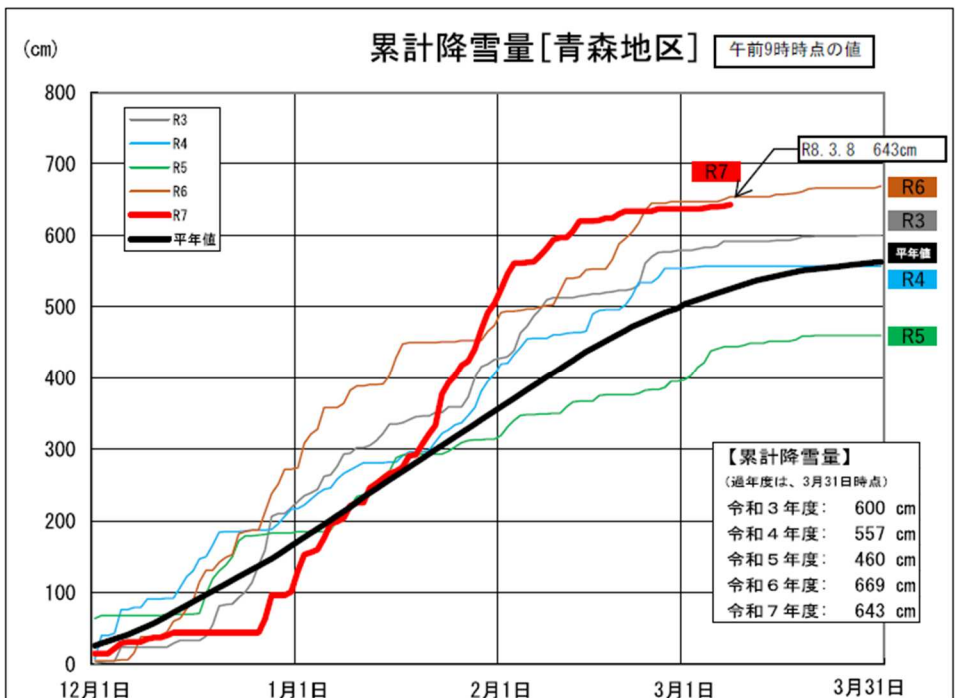
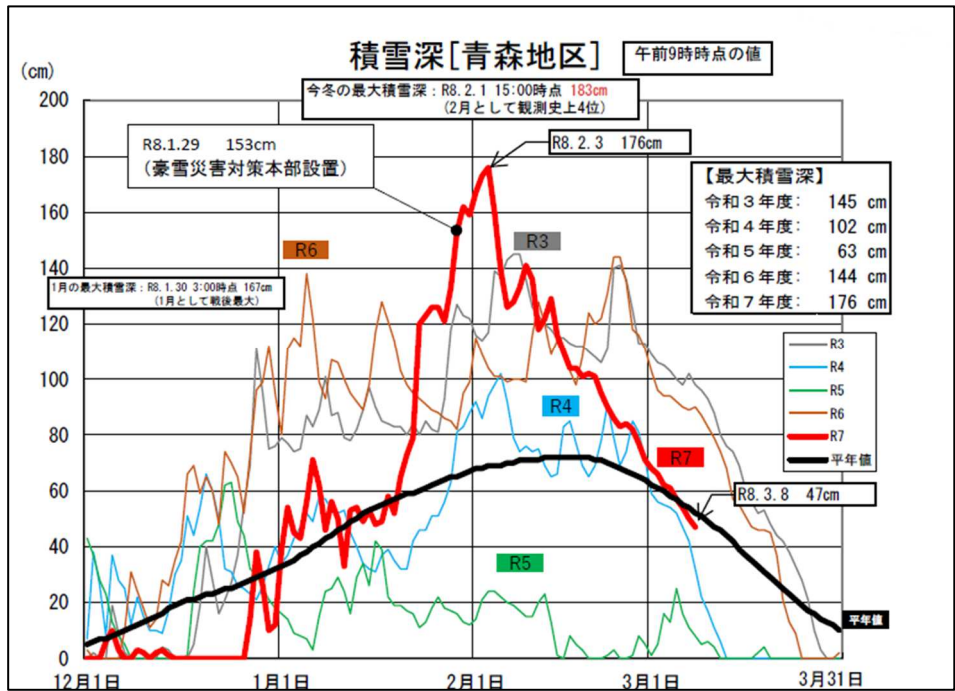


今冬の豪雪災害への市の対応について

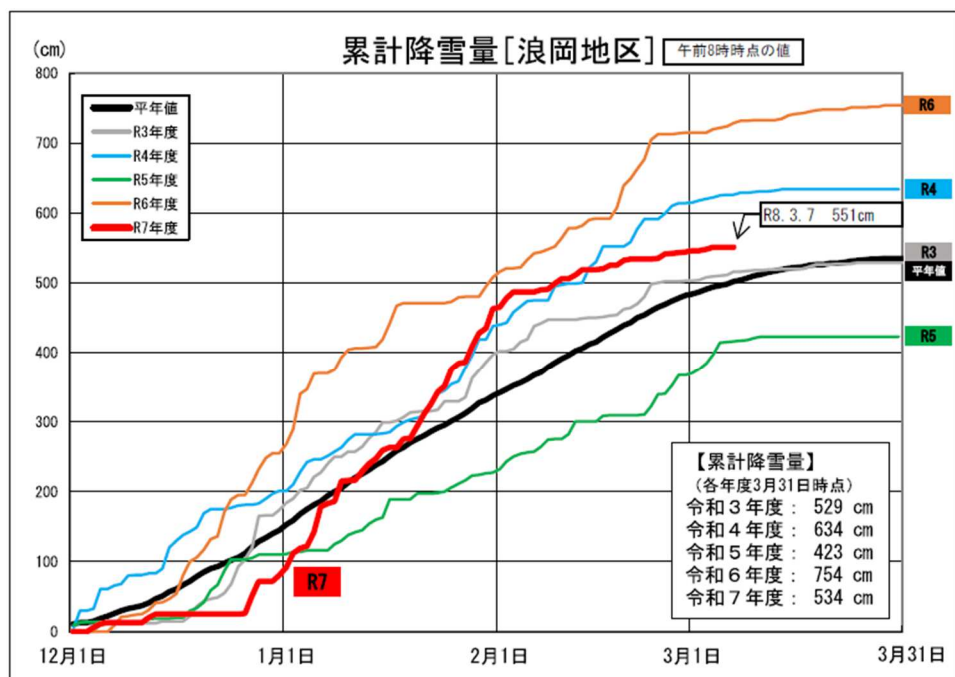
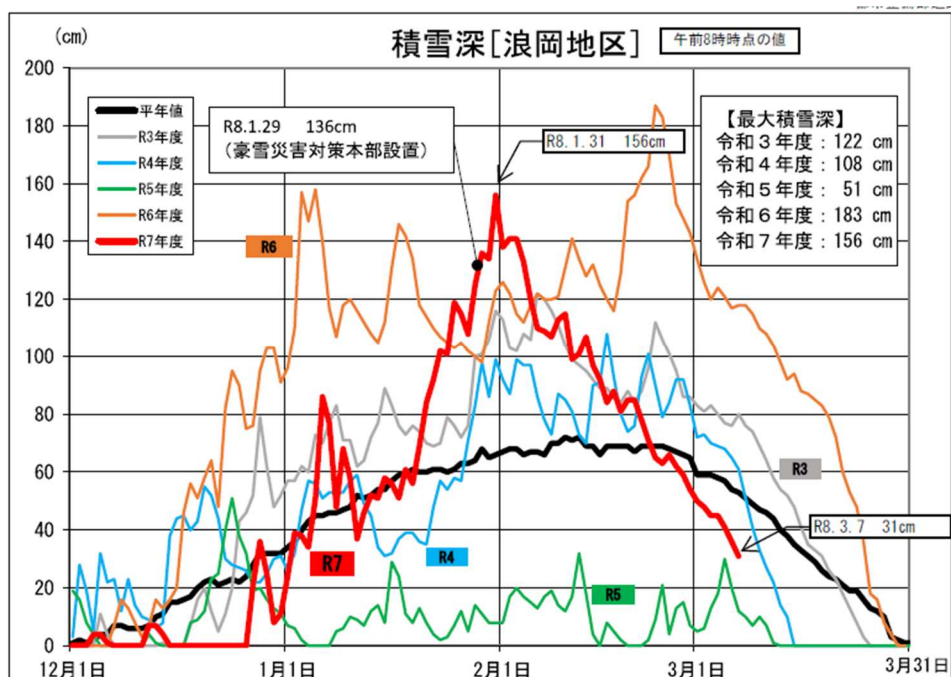
1 今冬の雪の状況

令和7年12月中旬頃までは小雪傾向だったものの、令和8年1月20日頃から強い冬型の気圧配置が続き、青森地方気象台の観測では同日から2月3日までの15日間において、本市の累計降雪量は261cmに達した。

最深積雪は、青森地区では2月1日15時時点で観測史上4位となる183cm（2月としては観測史上4番目）、浪岡地区では1月31日に156cmと、いずれも平年値の2倍以上を記録した。



(青森地方気象台)



(データは青森県による毎8:00の観測)
 平年値はH17～R6年度

2 体制の確立

(1) 【雪害対応体制】 令和8年1月22日(木)午後5時移行

○設置理由

1月22日午後4時時点で青森地方気象台における積雪深が94cm、浪岡地区の積雪量が97cmとなり、積雪深の増加によって市民生活への大きな支障が生じるおそれがあり、雪害防止対策を強化する必要があると判断したため。

(2) 【豪雪災害対策本部】 令和8年1月29日(木)午前9時30分設置

○設置理由

1月29日8時時点で青森地区の積雪深が154cm、浪岡地区の積雪深が136cmとなったことから、雪害から市民の生命や財産、日々の暮らしを守っていくため、また市として積極的に雪害防止対策を行っていく必要があると判断したため。

○実施事項

- ・青森市豪雪災害救助窓口の設置
- ・自衛隊災害派遣の申し出
- ・市職員による高齢者世帯等除雪支援隊の設置
- ・市職員による歩道等人力除雪隊の設置（通学路等の確保）
- ・職員総パトロール制を活用した危険個所の情報収集
- ・緊急車両の通行確保等を目的とした市職員の時差出勤、テレワークの実施 等

※ 本市では今冬から従前の豪雪対策本部体制を廃止し、除排雪対策本部（通常時から設置。本部長：市長）において「フロー（短期集中降雪等）に対する取組」が必要な場合は「集中降雪等警戒体制」に、「ストック（雪害）に対する取組」が必要な場合は「雪害対応体制」に移行するよう体制見直しを行った。

3 被害状況（令和7年3月16日時点の把握分）

- ・人的被害 72人（内訳：死者3人、重傷者21人、軽症者48人）
- ・建物被害 183件（内訳：住家34件、非住家25件、公共施設124件）
- ・その他 100件（内訳：道路冠水17件、農業施設倒壊等53件 等）

4 災害救助法の適用（1月29日）

○設置経緯

災害対策本部設置とともに、県に災害救助法の適用を要請。県は同日（令和8年1月29日）付けで災害救助法の適用を決定。

（1）緊急屋根雪下ろし（2月1日～18日）

○設置理由

県において、本市の要請に応じて令和8年1月29日付けで災害救助法の適用を決定。その後、30日に実施された内閣府の説明会において緊急屋根雪下ろしが国の支援対象となることが示されたことなどを踏まえ、2月1日から「青森市豪雪災害救助受付窓口」を設置。

○対象

- ・住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯

○実施体制

- ・受付電話5台（2月1日）→9台（2月2日～12日）
- ・屋根雪パトロール班5班（2月1日）→22班（2月4日）※
- ※県からの建築職4名派遣含む

○件数

- ・受付件数 : 1206件
- ・対応が必要と判断した件数 : 437件
- ・対応件数 : 428件

（2）自衛隊派遣（2月2日～9日）

○派遣要請理由

1月としては戦後最多となる167cmの積雪深を記録し、屋根雪の落下が原因と思われる死者や閉じ込めの発生、市内幹線道路への雪崩による道路封鎖が発生していたほか、路線バスの運休区間及び迂回区間の発生、鉄道の長期間運休など深刻な事態となったことを踏まえ、令和8年2月1日に県に対し、自衛隊の災害派遣に関

する申出を行い、県が派遣要請し、翌日から派遣がなされた。

○対応件数

- ・ 16件

(3) 災害救助法に関連した市職員による除雪作業（2月4日～16日）

○実施理由

- ・ 2月1日から「青森市豪雪災害救助受付窓口」を設置したところであるが、申請件数が増大していた状況であったこと
- ・ 1月下旬から2月上旬の断続的な降雪に加え、その狭間での急な気温の上昇や雨の予報等を踏まえ、作業に当たる業者について、降雪の状況から、予約が一杯であり、スピーディーな対応が困難であったこと
- ・ 市民の生命や財産、日々の暮らしを守るべく、市として一層主体的かつ積極的な雪害防止対策が必要と考えられたこと

等を勘案し、緊急避難的に対応することとしたもの。

実施に当たっては、現場調査を踏まえ、市職員でも対応可能と判断したものについて、雪庇落としや玄関周辺の雪片付けを実施。

○実施件数

- ・ 75件

- 雪庇落とし等については、高齢者世帯等除雪支援隊（市職員で構成）においても実施（95件）したため、本市としての実施件数総数は170件

(4) 災害ボランティアセンターの設置（2月6日～27日）

○実施理由

市では災害時に市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンターを設置することとしている。

災害ボランティアセンターについては、市と青森市社会福祉協議会等関係機関が協議し、市が当該センターの設置が必要であると判断し設置。

○対象

- ・ 市内に住所を有し、自己所有の一戸建て住宅に居住していること
- ・ 低所得であること
- ・ 生活保護世帯ではないこと
- ・ 敷地内又は近隣に雪捨て場が確保できること
- ・ 市内に親族が居住していないこと 等

○件数

- ・ 市内ボランティア 10件
- ・ 市外ボランティア 1件

5 その他

内閣府副大臣と意見交換（2月12日）

○要望内容

徹底した除排雪による道路の確保、及び、緊急屋根雪下ろしによる住家の危険性の排除に係る十分な経費の確保、国・県の協力を得ながら、除排雪体制の抜本的見直しの検討の必要性、豪雪災害対応経費及び運用への配慮を要望